

バイクやトラクター・軽自動車等の廃車や変更届はお済みですか？

～ 軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者（又は使用者）に課税されます ～

軽自動車など取得したり、転居した場合はその日から15日以内に、また軽自動車などを廃車・譲渡した場合は30日以内に、次のところへ申告して下さい。4月1日までに申告をされないと、平成24年度も現登録者の方に引き続き課税されますのでご注意ください。

※ 車種によって手続き場所や必要書類が異なりますので、事前にご確認ください。

車両の種類	手続きの場所等
<ul style="list-style-type: none"> ● 原動機付自転車 (125cc以下のバイク) ● 小型特殊自動車 (トラクターやフォークリフト等) ● ミニカー 	<ul style="list-style-type: none"> ● 錦江町役場 (本庁住民税務課・支所住民生活課) 登録 車名・車台番号がわかるものと所有者の印鑑 廃車 ナンバープレートと所有者の印鑑 名義変更 新・旧所有者の印鑑と車名・車台番号がわかるもの
<ul style="list-style-type: none"> ● 軽自動車 (四輪) ● 軽自動車 (二輪) (125cc超え 250cc以下) ● 小型二輪 (250cc超え) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 鹿児島県軽自動車協会 (住所) 鹿児島市谷山港2-4-3 (電話) 099-261-4011 (代表) (受付時間) 8:30~12:00 13:00~15:30

■ 自動車税は口座振替で!

※各金融機関で軽自動車税を納める方(所有者)の手続きが必要です。

【問い合わせ先】 錦江町役場 住民税務課 税務チーム TEL 0994-22-3037
 錦江町役場 住民生活課 税務チーム TEL 0994-25-2511

国民健康保険証の切り替えのお知らせ

70歳から74歳の高齢受給者の方が対象です！ ～ 3月下旬に郵送いたします ～

国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証に「1割」の表記のある方は、有効期限が平成24年3月31日までとなっています。新しい保険証を、**3月下旬に特定記録郵便で世帯主の方に郵送いたします。**

※3割負担の方(現役並み所得者)は変更がありませんので現在持っている保険証をそのままお使いください。(毎年8月更新時に負担割合の再判定をおこないます。)

※後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害認定を受けた方は除きます。

● 新しい保険証

お手元に届きましたら記載内容を十分お確かめのうえ、台紙からはがして使用してください。4月以降は新しい保険証をお使いください。

有効期限は平成24年7月31日までです。

● 古い保険証

有効期限が過ぎたら、お手数ですが役場保健福祉課保険チームもしくは住民生活課民生チームへご持参いただくか、ご自身の責任において確実に処分してください。

70歳～74歳の方の自己負担割合は据え置き

制度改正により平成24年4月から、70歳～74歳のうち現役並み所得者以外は、医療機関等で治療を受けた時などにお支払いいただく窓口負担が「2割」に引き上げられる予定でしたが、引き続き**平成25年3月までの1年間は「1割」負担に据え置かれる**ことになりました。

進学・就職される学生さんへ

● 就学のため、家族と離れて生活される場合は「学生保険証」の申請を忘れないでください。(国民健康保険証・印鑑・**在学証明書**が必要です。)

● 就職される方で社会保険に加入されたら、国民健康保険の喪失手続きをしてください。手続きがないと社会保険料と国民健康保険税を二重に支払うこととなります。(国民健康保険証・印鑑・**社会保険証**が必要です。)

【問い合わせ先】 錦江町役場 保健福祉課 保険チーム TEL 0994-22-3041
 錦江町役場 住民生活課 税務チーム TEL 0994-25-2511